

第6章 第2期鈴鹿市子どもの貧困対策計画素案

1 計画の策定に当たって

(1)計画の趣旨

2021 年(令和 3)年の国民生活基礎調査では、18 歳未満の「子どもの貧困率」が 11.5%となっており、およそ 8 人に 1 人が「相対的な貧困」の状態となっています。

特に、子どもがいる世帯のうち大人が1人の世帯では 44.5%の世帯、実に2世帯に1世帯が「相対的な貧困※」となっています。

そこには、保護者の収入が少なく十分な教育を受けられず、進学・就職の機会に恵まれにくくなり、将来的に十分な収入を得ることができずに、子ども世代も貧困になるという、貧困の連鎖が生じていることがうかがえます。

本市においては、令和2年3月に「鈴鹿市子どもの貧困対策計画」を新たに策定し、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等の自立のため、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」等の支援に取り組んでまいりました。

第 1 期計画に基づき、子どもや家庭を取り巻く環境が変化している中、本市の子どもの貧困状態については、引き続き状況を把握し、取組を強化していく必要があります。

令和 5 年に制定された「こども基本法」、令和6年に改正された「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の趣旨をふまえ、本市のすべての子どもたちが貧困により、適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、将来に夢と希望を持って成長できるような環境を整えることは重要な課題であると言えます。

こうしたことから、「第2期鈴鹿市子どもの貧困対策計画」を策定し、取組を進めてまいります。

(2)計画の位置づけ

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条第 2 項に基づき、本市の子どもの貧困対策計画として位置づけます。

※相対的な貧困:およそ、平均的な所得の世帯の半分の所得レベルで生活をしなければならない状態のこと

(3)子どもの貧困のとりえ方(計画における定義)

子ども(18 歳に満たない者)が、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等)を抱えている状況を子どもの貧困ととらえます。

2 本市における子どもの貧困の現状

(1)本市における子どもの貧困の現状把握の方法

本市における子どもの貧困の現状を把握するため、アンケート調査を実施しました。

養育費受領率については、児童扶養手当受給資格者への現況届における調書記載の内容から算出しました。

◆調査概要

①「鈴鹿市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」

対 象:鈴鹿市に移住する就学前児童・小学生の保護者(おおよそふたり親家庭)

調査期間:令和 5 年 12 月 27 日から令和 6 年 1 月 29 日

回答件数:1,780 件

②「子どもの健康・生活アンケート」

対 象:鈴鹿市の児童扶養手当受給資格者(おおよそひとり親家庭)

調査期間:令和5年11月17日から令和6年2月29日まで

回答件数:121 件

③「児童扶養手当現況届」

対 象:鈴鹿市の児童扶養手当受給資格者(おおよそひとり親家庭)

令和元年度から令和3年度の数値

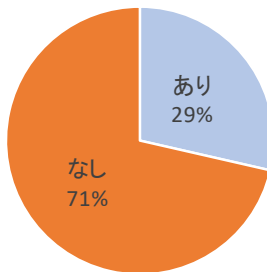
(2) アンケート調査結果

※①・②で同じ質問については、比較して見やすいようにグラフ化して表記する。

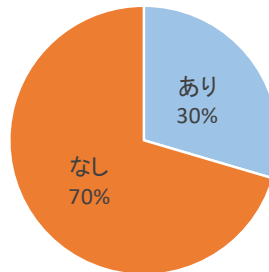
(参考)

【養育費の有無】

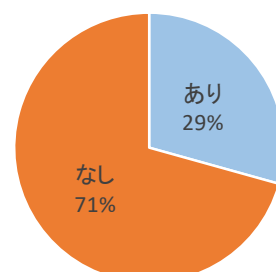
令和元年度	
養育費有無	件数
あり	312
なし	780
合計	1,092



令和2年度	
養育費有無	件数
あり	340
なし	810
合計	1,150

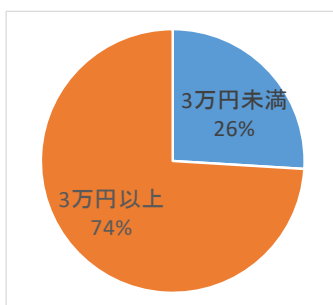


令和3年度	
養育費有無	件数
あり	329
なし	793
合計	1,122

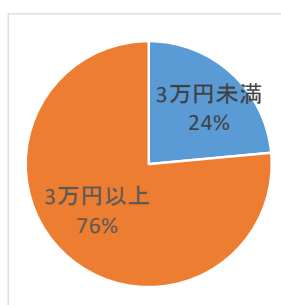


【養育費の月額】

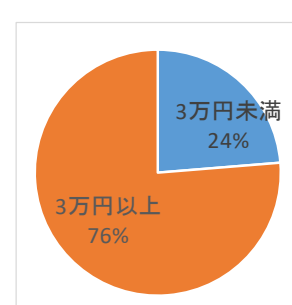
令和元年度	
養育費有無	件数
3万円未満	81
3万円以上	231
合計	312



令和2年度	
養育費有無	件数
3万円未満	80
3万円以上	260
合計	340



令和3年度	
養育費有無	件数
3万円未満	78
3万円以上	251
合計	329



3 本市における課題について

(1)課題の把握方法

・①「鈴鹿市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」と②「子どもの健康・生活アンケート」における回答比率より、ひとり親家庭における各課題を把握する。

(1)子どもの教育に関する課題

・子育ての中で特に大変なこと(困りごと)として、学校の授業以外の学習塾等(習い事)の費用とあり、また、ひとり親家庭では経済的な理由で、子どもを習い事に通わせることができなかった(通信教育含む)との回答が多いため、ひとり親家庭では、学びの機会が得られない場合や、進学や就学の選択肢が狭められる場合があります。

(2)生活に関する課題

・子育ての中で特に大変なこと(困りごと)として、子どもの健康管理・食生活とあり、また、ひとり親家庭では、経済的な理由で食費や衣料品費等を切りつめたとの回答が多いため、生活必需品が十分に行き届いていない場合があります。
・経済的な理由による料金滞納のために、電気・ガス・水道のいずれかを止められたことがある比率がひとり親家庭では多いため、家計管理等を自身で行えていない場合があります。

(3)保護者の就労状況や経済状況に関する課題

・ひとり親家庭は世帯収入が少ないため、満足に就労をできていない場合があります。
・新型コロナウイルス感染症の流行により、保護者の就労における就業時間の減少・離職が収入の減少に直結し、経済的に困窮している家庭が増えており、その中でもひとり親家庭への影響は大きいです。

(4)相談・支援体制に関する課題

・困ったときに相談する相手として、大部分が親・親族・友人・知人とあり、ひとり親家庭の市等へ相談する比率はふたり親家庭より高いですが、ひとり親家庭全体としては低いため、悩みや不安を抱えていても相談先がわからない場合や、孤立感を持っている場合があります。
・支援をする側の課題として、悩みを抱えているひとり親家庭へ支援を届けるため、それぞれの支援内容等を把握している必要があります。

4 本市における取組

(1)基本方針

貧困により、適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、本市の子どもたちが、必要に応じた、教育支援、相談支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

また、単に貧困の現状改善だけでなく、貧困の連鎖といった、貧困を原因とした将来的に生じる社会的影響を鑑み、長期的な視点で対策に取り組めます。

(2)具体的な取組への考え方

本市が行ったアンケート結果を踏まえると、引き続き、子育て家庭の中でも、ひとり親家庭への支援が必要と考えられます。

ひとり親家庭の世帯収入は、ふたり親家庭等と比較して下回っているため、家庭の経済状況等により、子どもの将来の夢が経たれることや、進路の選択肢が狭まらないように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求められています。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立のため、本市では「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第9条第2項3号にある「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」等の支援に引き続き取り組んでいきます。

また、すでに実施されている本市の各事業の支援が、適切に届くように、相談・支援体制を確立いたします。

(3)具体的な取組(※担当課へ確認依頼中)

支援項目	内容	具体的事業
教育の支援	・就学支援の充実 ・ひとり親世帯、生活困窮世帯への学習支援	・就学援助費 ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 ・生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業
生活の支援	保護者の生活支援	・自立相談支援事業 ・家計改善支援事業 ・住居確保給付金 ・食料支援
保護者に対する就労支援	親の就労支援	・高等職業訓練促進給付金 ・自立支援教育訓練給付金 ・母子父子寡婦福祉資金貸付
経済的支援	・手当の支給等による支援 ・養育費の確保に関する支援 ・保護者への経済的支援	・生活保護 ・児童扶養手当 ・放課後児童クラブ ひとり親家庭利用料支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業のひとり親家庭利用助成 ・一人親家庭等医療費助成 ・特別児童扶養手当
相談・支援体制	・相談等による状況の把握 ・連携体制の整備	・母子・父子自立支援員の配置 ・自立相談支援事業 ・女性のための電話相談 ・女性相談 ・支援調整会議